

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 山 城 宏 一
北海道教育庁義務教育課長 新 居 雅 人
北海道教育庁特別支援教育課長 大 畑 明 美

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について(通知)

このことについて、令和3年(2022年)11月11日付け教健体第829号で通知したところですが、道内の養鶏場等において高病原性鳥インフルエンザ事案が発生し、道において「対策要綱」に基づき、対策本部を設置したところです。

つきましては、今後、高病原性鳥インフルエンザが拡大する懸念があることから、改めて、次のとおり児童生徒、教職員及び保護者に対して注意喚起をお願いします。

また、市町村教育委員会においては、所管の学校に周知願います。

なお、厚生労働省が作成した別紙1「野鳥との接し方について」及び環境省が作成した別添リーフレット「死亡した野鳥を見つけたら」を添付しますので、御活用ください。

記

1 一般的な感染予防対策の徹底

児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底させること。

2 児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応等の周知徹底等

(1) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、道や市役所、町村役場に連絡すること。

(2) 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接接触らず、使い捨て手袋等を使用すること。

(3) 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをすることにより、感染など過度に心配する必要がないこと。

(4) 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがあるので、野鳥に近づきすぎないようにすること。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行うこと。

(5) 不必要に野鳥を追い立てたり、捕まえようとしたりするのは避けること。

(6) 野鳥や動物を飼育している場合については、それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性は極めて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

健康・体育指導係
高校教育指導係
義務教育指導係
特別支援教育指導係

野鳥との接し方について

○同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。

○死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

○日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

○野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

死亡した野鳥を見つけたら

死亡した野鳥は素手で触らないで下さい。

野生の鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体があることがあります。



同場所ですぐたくさんの鳥が死亡していたら
お近くは道庁や市町村役場にご連絡下さい。

野鳥は様々な原因で死亡します

野生の鳥は、餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいても、鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。

